

令和7年度 医療廃棄物適正処理研修会

**医療機関から排出される産業廃棄物等を
適正処理するために**

～排出事業者責任について～

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

産業廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(略称：廃掃法、廃棄物処理法)

第2条関係

この法律において「**廃棄物**」とは、**ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの**をいう。

この法律において「**産業廃棄物**」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 **事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物**

この法律において「**特別管理産業廃棄物**」とは、**産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの**をいう。

※『この法律において「**一般廃棄物**」とは、**産業廃棄物以外の廃棄物**をいう。』

産業廃棄物とは

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃産、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

例えば

「使用済み注射針」

医療機関から排出される使用済み注射針
(医業に伴う廃プラと金属くずの混合物)

家庭から排出される使用済み注射針

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類
(事業者が処理責任を負う)

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、**感染性等**のあるもの

一般廃棄物

産業廃棄物以外のもの
(区市町村、事業者が処理責任を負う)

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、**感染性等**のあるもの

産業廃棄物とは

〈あらゆる事業活動に伴う下記の廃棄物〉

種 類	具 体 例
(1)燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
(2)汚 泥	ビルピット汚泥、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
(3)廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油など
(4)廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など
(5)廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など
(6)廃プラスチック類	ペットボトル、合成樹脂くず、合成繊維くずなど、
(7)ゴムくず	天然ゴムくず
(8)金属くず	鉄鋼、アルミ等非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
(9)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類、耐火レンガくず、石膏ボード、空き瓶など
(10)鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
(11)がれき類	工作物の新築等により生じたコンクリートの破片等
(12)ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設等の集じん施設によって集められたもの

産業廃棄物とは

＜特定の事業活動に伴う下記の廃棄物＞

種 類	具 体 例
(13)紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
(14)木くず	建設業、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、おがくず、バーク類など
(15)繊維くず	建設業、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
(17)動物系固形不要物	と畜場でと殺又は解体、食鳥処理場において食鳥処理したことで発生した固形状の不要物
(18)動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	コンクリート固型化物、牛の廃せき柱用化製ラインから発生する廃肉骨粉など

特別管理産業廃棄物とは

＜特別管理産業廃棄物の種類＞

種類	具体例
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点が70℃未満の廃油
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性廃液
廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
感染性廃棄物	感染の恐れがある産業廃棄物
廃石綿等	飛散性のある廃石綿等、又はそれらが付着しているおそれのあるもの
廃水銀	廃水銀、廃水銀化合物及び当該廃水銀等を処分するために処理したもので、基準に適合しないもの

医療機関から排出される廃棄物の分類

※ 廃棄物の排出が想定される場面

- ① インフルエンザの予防接種のため病院に行き、**窓口で受付**を済ませ**受診票**を渡された。
- ② 診療科での待ち時間に備え付けの**雑誌**を読みながら、**ペットボトル**のお茶を飲んだ。
- ③ 医師の問診後、**ガーゼ**で腕を消毒してもらったあとワクチンを**接種**してもらった。

<産業廃棄物>

- 事務用ボールペン類（廃プラスチック類と金属くずの混合物）
- カルテ保管用のクリアファイル（廃プラスチック類）
- 空になったペットボトル（廃プラスチック類）
- 血液等の付着した化学繊維製のガーゼ（廃プラスチック類）⇒感染性廃棄物 <特別管理産業廃棄物>
- 使用済み注射針（廃プラスチック類と金属くずの混合物）⇒感染性廃棄物 <特別管理産業廃棄物>

<一般廃棄物>

- 受付用紙、事務用コピー用紙、受診票（紙くず）
- 閲覧用の雑誌類（紙くず）
- 血液等の付着した天然繊維製のガーゼ（繊維くず）⇒感染性廃棄物 <特別管理一般廃棄物>

排出事業者の責務

第3条関係

事業者は、**その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。**

事業者は、**その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める**とともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し**国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。**

排出事業者の責務

第11条、第12条、第12条の3関係

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」）に従わなければならない。

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

排出事業者の責務

第11条、第12条、第12条の3関係

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

⇒ 本研修を受講されている皆様方は、産廃を処理業者に委託して処理しています。すなわち、皆様は、廃棄物処理法に基づき、「委託基準に沿った適正な契約の締結」、「マニフェストの交付」、「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了まで適正処理に向けた必要な措置」といった責務（義務、努力義務）を負っています。

責務不履行の場合・・・

第19条の5関係

産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、**次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる**ことができる。

- 一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- 二 **第十二条第五項（適正契約）**若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定**に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者**
- 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における**管理票に係る義務について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者**
 - イ 規定に違反して、**管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者**

責務不履行の場合・・・

第19条の6関係

生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき等は、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（以下「**排出事業者等**」という。）**に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。**

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し**適正な対価**を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他**第十二条第七項（処理状況確認等）等の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。**

⇒ **処理委託に当たっての廃棄物処理法違反の場合のみならず、生活環境保全上の支障が起きた（恐れがある）際の、処理業者の処理能力や、努力義務としての「処理状況の確認」、「発生から最終処分終了まで適正処理に向けた必要な措置」の履行状況により、排出事業者である皆様が、行政から“措置命令”を受ける可能性があります。**

（⇒ 次のスライドを参照）

責務不履行の場合・・・

実際に都内で起きた事件

概要

医療機関から排出された廃棄物が適正に処理されず、収集運搬業者によって大量に放置

- 業者が医療廃棄物(感染性廃棄物1,330箱、廃液250個など)を中間処理施設に持ち込まず、地域の駐車場に放置して夜逃げ
- 廃棄物の処理を委託した医療機関は、マニフェスト未確認のため責任を問われ、自ら廃棄物撤去を行う措置命令が発出された

電子マニフェスト利用の推進について

1. 法改正の背景【抜粋】

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案などを受け、許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化や、不適正処理があった場合に行政機関による早期の実態把握・原因究明が可能な電子マニフェスト利用の強力推進が必要

2. 法改正の概要【抜粋】

(1) 廃棄物の不適正処理への対応の強化

- ① 知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理未了の場合に、必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。
- ② **特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付け**

【施行日】

- (1) ②（電子マニフェスト義務化） 以外は法公布日から1年以内（平成30年4月1日～）
- (1) ②は法公布日から3年以内（令和2年4月1日～）

【電子マニフェスト義務化要件】

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上の事業場を設置する者を対象とする。

⇒ **義務化対象排出者は、収集運搬業者、処分業者との処理委託契約の際、電子マニフェストを使用できる事業者を選択する必要があります。**

<水銀関係の廃棄物処理法施行令改正> ～医療機関において遵守すべき具体的事項～

平成29年10月1日から施行

1. 特定施設から生じた水銀又は水銀化合物は、「特別管理産業廃棄物（廃水銀等）」

「特定施設」の定義

施行規則に定められた17種類の施設

⇒ 「医療機関」は指定されていないが、「大学及びその附属試験研究機関」、
「学術研究・・・に係る試験研究を行う研究所」、「臨床検査業に属する施設」
などが指定

「水銀化合物」の例

いわゆる「赤チン」に含まれる「マーキュロクロム」 ※赤チン自体は「水銀使用製品産業廃棄物」
ワクチン保存料として用いられる「チメロサル」

⇒ その保管に当たっては、「容器に入れて密封等飛散・流出・揮発防止措置」、「腐食防止措置」など特別な保管基準の適用

⇒ 普通産廃ではなく「特別管理産業廃棄物」に関する収集運搬業、処理業の許可を持つ処理業者で、かつ、「廃水銀等」を取り扱える限定条件を持つ処理業者に処理を委託する必要があります。

＜水銀関係の廃棄物処理法施行令改正＞～医療機関において遵守すべき具体的事項～

平成29年10月1日から施行

2. 「水銀使用製品産業廃棄物（※）」に関する必要な措置 ※「特別管理産業廃棄物」ではなく「普通の産業廃棄物」扱い

「水銀使用製品産業廃棄物」の例
施行規則に定められた43種

⇒ 「水銀電池」、「蛍光ランプ」、「ガラス製温度計」、「水銀体温計」、「水銀式
血圧計」、「握力計」、「医薬品」、「水銀の製剤」、「塩化第一水銀の製剤」
など

⇒ その保管に当たっては、「他のものと混合しないための仕切りを設ける等の措置」、
「掲示板の『廃棄物の種類』に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨の明記」、
「破損、水銀の流出防止」など特別な保管基準の適用

⇒ 廃棄物の種類に応じた許可品目（「蛍光ランプ」ならば「ガラス陶磁器くず」、「金
属くず」及び「廃プラスチック類」のすべての品目）を持つ産業廃棄物処理業者で、
かつ「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱える限定条件を持つ処理業者に処理を
委託する必要があります。

適正処理の推進に向けた東京都の支援策

優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）

- 都が指定した第三者評価機関（(公財)東京都環境公社）が、適正処理、資源化、環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な産業廃棄物処理業者を評価・認定する制度
- 217社の優理事業者を認定（令和7年12月18日現在）
 - ⇒ 厳格な審査をパスした優良な処理業者に処理を委託することは、より確実な適正処理、また、委託先業者の不適正処理等に伴う排出事業者に及ぼすリスクの低減、といったメリットにつながります。

東京都医師会方式による医療廃棄物追跡管理システム

- 優良性基準適合認定事業者（産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル）と電子マニフェスト制度を組み合わせたシステム
 - ⇒ 電子マニフェストやQRコード等を用いることにより、事務の効率化を図りながらより安全な処理を実現

感染性廃棄物の分別・適正処理の徹底を！

- 関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器にはバイオハザードマークを付けてください
- **なお、感染性廃棄物の密閉容器にリチウムイオン電池や消火器等を混入させることは、大きな事故につながる可能性のある非常に悪質な行為です！（⇒次のスライドを参照）**

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）…………… 赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）…………… 橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）…………… 黄色



- 都内の処理施設では、**医療機関が混ぜて排出してはならない物を混入させたことにより、爆発・火災事故が発生しています。**

原因となった混入物の例

- ・ ガスボンベ
- ・ 引火性物（アルコール等）
- ・ ペースメーカー（電池入）
- ・ 電池 など

事故内容

上の混入物が焼却施設に投入されたことで爆発が発生。作業員の負傷（人身事故）や施設損壊が生じた。

責任の所在

医療機関側で密閉された容器は、施設側で開けられない（中身を確認できない）ため、未然防止が困難な状況にあることが認められ、**誤って排出した医療機関に対して、損害賠償義務が発生。**

- リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！プロジェクト（東京都）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/battery/>



- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン（環境省）

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/campaign.html

まとめ

- 廃棄物処理法では、**元来、廃棄物の適正処理の実現に向けた様々な責務を、廃棄物の排出事業者である皆様方に求めているところ**です。
- そのうえで、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案などを受け、「**排出事業者責任の徹底**」の観点から、より適切な管理が求められる**特別管理産業廃棄物の排出事業者への電子マニフェスト使用義務化**などを内容とする「**改正廃棄物処理法**」が、平成30年4月以降、**順次施行**されてきました。
- また、近年、リチウムイオン電池が混入することに起因する廃棄物処理過程での火災事故が多発しており、排出事業者における**分別の徹底と適正処理が一層求められています**。
なお、**感染性廃棄物の密閉容器にリチウムイオン電池や消火器等を混入させることは、大きな事故につながる可能性のある非常に悪質な行為**です。
- 排出事業者の皆様方には、**廃棄物処理法など環境法令を遵守**いただくことはもとより、**法改正内容の把握や、法改正後の各種責務への的確な対応**、さらには、**一歩進んだ適正処理や資源循環の推進に、引き続き、ご尽力をお願い申し上げます**。

東京都 環境局 産業廃棄物対策情報サイト（排出事業者の方）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste